

明日を招く

旭川市立東陽中学校学校通信No.3

令和4年6月28日発行

発行責任者 片原 俊 光

編集者 藤原 聡

0166-34-3047

<http://www.asahikawa-hkd.ed.jp/toyo-jhs/>

体育祭

6月2日（木）に「第45回体育祭」が、本校グラウンドで行われました。晴天の下、順調に競技が進められましたが、最後の種目「3年生全員リレー」の際に激しい雨が降り、1種目を残し中断することとなりました。翌、3日（金）に3年生全員リレー・閉会式を終え、無事終了しました。連日にもかかわらず感染拡大対策を施しながら観戦いただきありがとうございました。



交通安全

日常、通学や部活動の会場移動などで使う機会の多い自転車ですが、ここで改めて自分の通行の仕方を振り返ってみましょう。日ごろから、担任

先生などから、注意喚起や指導を受けることがあると思います。しっかり守ることが、自分自身やその他の人々の安全につながるという意識が大切です。

◎自転車の通行場所は？（車道通行の原則があります）

自転車は、歩道と車道の区別がある道路では、車道を通行しなければいけません。特に、車両通行帯のない道路（片側1車線の道路）では、道路の左側端を通行しなければいけません。（右側を走行するのは止めましょう！）

自転車は、車道通行が原則ですが、道路標識等により自転車が歩道を通行することができる場合があります。①自転車の運転者が、高齢者や児童、幼児等であるとき。②車道又は交通の状況に照らして当該自転車の通行の安全を確保するため当該自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき（例えば、道路工事が行われている場合や車道の幅、自動車の交通量等からみて自動車との接触の危険があるような場合）には、歩道を通行することができます。（歩行者がいる場合は、場合によっては一時停止したり、自転車から降りて押して歩くなどが求められます。）

つまり、交通量が多い道路（自分で判断することが求められます）は、歩道を通行してもいいですよ。ただし、歩行者に十分気を付けてくださいね。ということになります。信号を守ったり、並走しないのは当たり前。中学生も大人と同様に、運転者としての自覚が求められます。上手な運転というのは、周囲に不安を与えずに、スムーズに走行することです。

●信号無視：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

●一時不停止：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

●左側通行等：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金【道路の中央から左の部分を通行しなければならない。】

●軽車両の並進の禁止：2万円以下の罰金又は科料【自転車など軽車両は、他の軽車両と並進してはならない。】

☆道路交通法より☆



最後に、自分の自転車を定期的に点検したり、整備したりする習慣が身に付いている人もいますので、参考にしてみると良いかもしれません。

7月の主な行事予定

7日(木) 上代壮行会
8日(金) 上川代表決定戦 ～10日
12日(火) 宿泊研修(2年) ～13日
15日(金) 参観日(3年)

18日(月) 海の日
19日(火) 参観日(1年)
20日(水) 参観日(2年)
22日(金) 1学期終業式
23日(土) 夏季休業(～8月21日)